

## 職業実践的な教育に特化した枠組みの使命、意義、必要性として考えられる要素(案)

### 1. 経済成長の観点から

#### (1) 新成長分野への対応

◆ 新たな経済成長を支える「人づくり」の推進。企業内にとどまらず社会全体で実践的な職業能力育成(キャリア・アップ)に取り組むことが急務

#### (2) 地域経済・産業振興

◆ 地域の強みを生かした産業・事業の創出・発展において、海外市場も対象に活躍できる人材の育成

- 地域クラスター形成
- 中小企業への人材供給
- 地域の雇用創出、若年労働者の地域定着
- 地域産業の海外展開

#### (3) 先進・創出を目指して

◆ 国際的にも高く評価されるような高度な専門的知識・技術を有する人材の育成

- 優れた感性、斬新なアイデア、洗練・熟達した技能で、業界や企業の事業部門の主力を担いリードしていく人材
- 異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、新たな事業手法やシステム等を考案・導入し、ものづくりや商品・サービス等を創出する人材

### 2. 個人の職業能力開発・向上の観点から

#### (4) 円滑な職業への移行

◆ 若者・求職者(失業者・離職者・転職者)の円滑な職業への移行

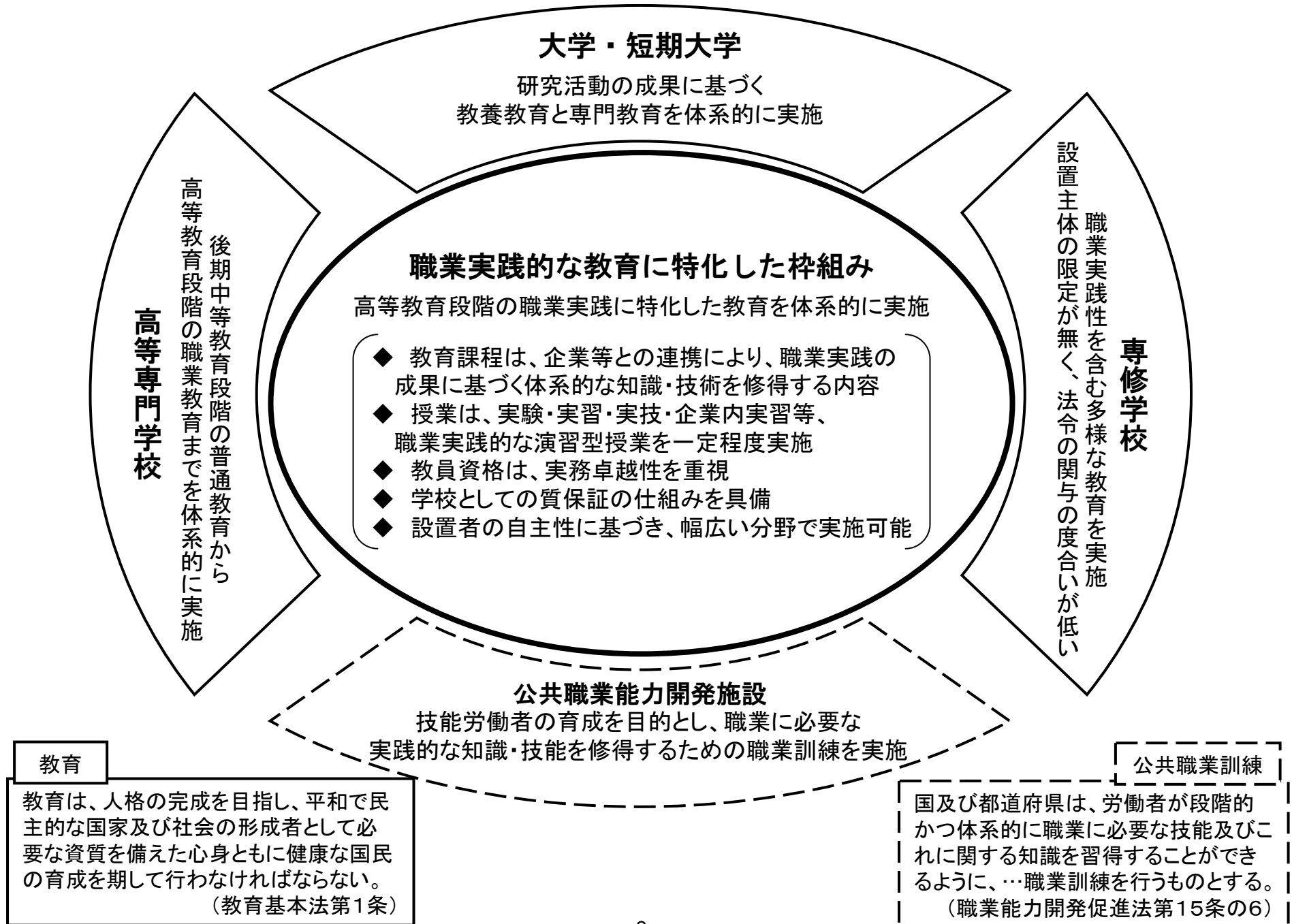
- 専門分野の基本的知識・技能の習得・更新
- 労働者の権利・義務・責任の学び

#### (5) 職業能力の向上

◆ 就業者の新たな知識・技術の獲得・向上

- 専門分野の高度な知識・技能の習得・更新、周辺分野・関連分野の知識・技能の習得
- 管理職や経営者等の態度・思考・行動・責任の学び

# 職業実践的な教育に特化した枠組みと他の教育・職業訓練機関との特徴比較（イメージ）



既存の学校等と職業実践的な教育に特化した枠組みの法令上の主な特徴比較（これまでの審議からの整理）

	a.大学 b.短大 c.高専	職業実践的な教育に特化した枠組み(案)	専修学校
目的	a.広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸(学術及び技芸)を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる b.深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する c.深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する	職業の実践に必要な能力を育成する	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成、又は教養の向上を図る
学術性	a.深く専門の学芸を教授研究する b.深く専門の学芸を教授研究する c.深く専門の学芸を教授する	法令上の要件としない	法令上の要件ではない
教育内容	学問の自由を前提としつつ、以下を定めている。 a.広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する b.深く専門の学芸を教授研究する c.深く専門の学芸を教授する	職業実践性が法令上の要件となることから、職業実践の成果に基づく体系的知識・技術が主要件となり、かつ、企業等との連携による、最新の職業の場における知識・技術への即応が重要	職業・实际生活に関する知識・技術又は一般教養。学術性、実践性や体系性は法令上の要件ではない
授業方法 :職業実践的な演習型授業 (実験、実習、実技、企業内実習等)	講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うこととされている	職業実践的な演習型授業を一定程度行うことや、学習活動に企業等が関与することを、法令上の要件とする	法令上の要件ではない
成績評価基準の表示等と、学生に対する成績評価の表示方法	・学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示する ・学修の成果にかかる評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、成績評価を適切に実施 ・学生が修得すべき知識・能力に関する情報の公表を努力義務化(注1)	成績評価基準の表示と、これにしたがった評価・卒業認定は法令上の要件とする 学生に対する成績評価の表示方法は、当該学生が修得した技能が具体的にわかる方法を採用する	法令上の要件ではない

教育課程の修了認定方法	<p>a.b.単位制 一授業科目の履修毎に単位を付与し、必要な単位を修得すると卒業</p> <p>c.単位制・学年制併用 一授業科目の履修毎に単位を付与し、各学年の課程毎に修了認定、全課程を修了すると卒業</p>	<p>就業者等の学びやすさを考慮すると、次の2つが考えられる</p> <p>①単位制 一授業科目の履修毎に単位を付与し、必要な単位を修得すると卒業</p> <p>②モジュール制 一授業科目の履修毎に単位を付与し、一定の学修のまとまり(数ヶ月相当の学修)毎に修了認定、全まとまりを修了すると卒業</p>	<p>学年制 各学年の課程毎に修了認定、全課程を修了すると卒業</p> <p>(今後、左記①②を導入予定)</p>
修業年限	<p>a.4年(学部)</p> <p>b.2年又は3年</p> <p>c.5年</p>	<p>2年、3年又は4年 (一案として、基本課程(仮称)2年と、上級課程(仮称)1年又は2年とすることも考えられる)</p>	<p>1年以上</p>
教員組織、専任教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く</li> <li>・教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する</li> <li>・学部の種類及び規模並びに収容定員に応じて定める数の教授等を専任教員として置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適当な教員組織等を備える</li> <li>・教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する</li> <li>・専任の教員は、当該分野における実務経験を有する者を、一定範囲内で置くこととする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置く</li> <li>・当該組織には、教育上必要な教員組織を備える。</li> <li>・定めに応じた教員数を置き、その半数以上は、専任の教員として置く</li> </ul>
教員資格等	<p>a.b. (教授)専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者 (准教授)専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者 (助教)専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者</p> <p>c. (教授)専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者 (准教授)専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者 (助教)専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者</p> <p>a.b.c.共通して、上記の具体的な要件として、学位授与者を重視しつつ、多様な経験・技能を有する者も規定。(詳細は別添参考資料1参照)</p>	<p>法令の定め方として、実務卓越性を重視する。併せて、指導力を重視し、教育経験のない者は、指導力確保のため、研修受講や認定資格取得等を必須とする</p>	<p>担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者(詳細は別添参考資料1参照)</p>

施設・設備	校地、運動場、校舎等施設(図書館等を含む)、校地・校舎の面積等について、法令に規定(詳細は別添参考資料1参照)	分野の特性や教育の目的に応じ、職業実践的な能力の養成に必要な施設設備を確保することとする	校舎等施設、校地・校舎の面積等について、法令に規定(詳細は別添参考資料1参照)
事務職員の配置	事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける	事務職員を置くこととする	法令上の要件ではない
厚生補導の組織(学生支援の体制)、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制(注1)	a.b. ・学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける ・社会的・職業自立を図るため必要な能力を培うための適切な体制を整える (c.は、教務主事、学生主事の配置が法令上の要件)	就職・進路指導のための教職員を置くなど組織体制を確保する	法令上の要件ではない
設置認可	・大学及び大学の学部等の設置廃止は文部科学大臣の認可が必要 ・設置の認可を行う場合は審議会に諮問する	基本組織等の設置廃止は所轄庁の認可を必要とすることとする 設置の認可を行う場合は審議会に諮問する なお、認可の審査は、職業の現場の最新の知識・技能に即応して改善・転換されていく職業実践的な教育に適した仕組みとする	・専修学校の設置廃止は都道府県知事の認可が必要 ・設置の認可を行う場合は審議会に諮問する
法令違反状態の改善	文部科学大臣は、 ・設備、授業等の事項について法令の規定に違反している場合は、必要な措置をとるべきことを勧告することができる ・勧告によっても改善されない場合は、変更を命じることができる ・命令によっても改善されない場合は、組織の廃止を命じることができる	法令違反等の場合、所轄庁が改善勧告・命令、組織の廃止命令等を行う	都道府県知事は、設備、授業等の事項について、法令の規定等に違反した時は、その変更を命じることができる(私立の専修学校は適用除外)

第三者評価	教育研究との総合的な状況について、7年以内ごとに1回(専門職大学院は5年以内ごとに1回)、認証評価機関による評価を受ける	法令上の要件とする。 産業界による十分な関与の下、地域企業等と連携した教育活動を重視・尊重して評価する仕組み・体制とする	法令上の要件ではない
設置者(注2)	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体、学校法人とする	国、地方公共団体のほか、次に該当する者 ① 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること ② 設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること ③ 設置者が社会的信望を有すること

(注1)

平成23年4月施行

(注2)

教育基本法第6条第1項では「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定されている。これは、学校における教育は高い公共性を有するものであることから、その設置者については、「国、地方公共団体及び法律に定める法人」に限定する趣旨である。このような学校については、同条第2項前段で「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と規定されている。

これを受けて、学校教育法第1条では「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されるとともに、同法第2条第1項では、「学校は、国…、地方公共団体…及び私立学校法第三条に規定する学校法人…のみが、これを設置することができる。」とされている。

このように、いわゆる1条校については、その設置主体が国、地方公共団体及び学校法人に限定されているとともに(構造改革特別区域法による例外あり。)、様々な法令上の関与がなされている。

専修学校など学校教育法第1条に規定されていない学校についても、公共性を有し、我が国の教育において重要な役割を果たしていることに変わりはないが、設置主体の限定性の相違のほか、法令上の関与の度合いという観点からみると、1条校に比してより緩やかであり、1条校のほうが、より法令の関与の度合いが高いと言える。

例えば、初等中等教育段階の学校については、1条校では、教育課程については、学校教育法及び同法施行規則により文部科学大臣が定める学習指導要領に基づき編成・実施することとされ、教育職員については、教育職員免許法に規定する相当の免許状の保有者であることが原則とされている。また、高等教育段階の学校については、1条校では、各設置基準を含め法令上、より詳細な遵守事項が定められている(別添参考資料1参照)。

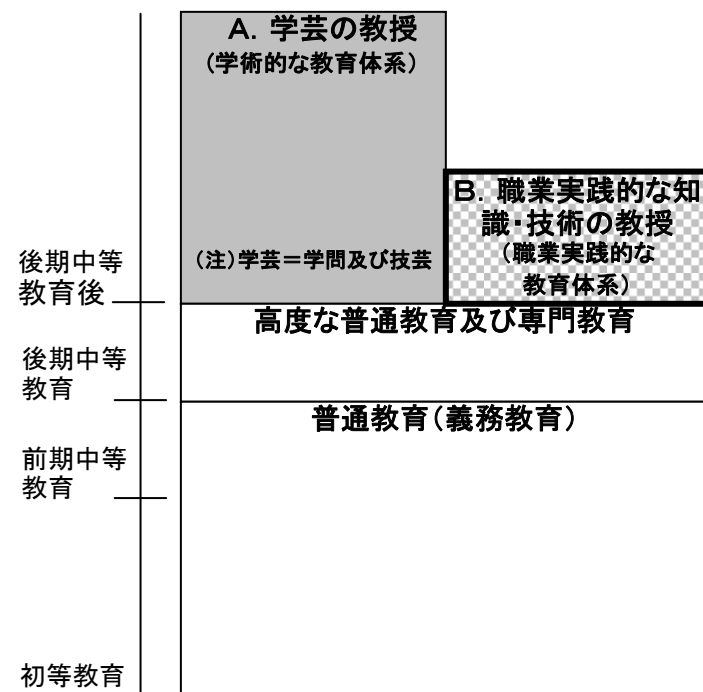
# 様々な学習が就業に生かされ、多様な能力を有する人材が活躍する社会の実現に向けて <考え方(案)とイメージ図>

## <実現を目指す社会の姿(案)>

- 後期中等教育後の教育において、学術的な教育体系と職業実践的な教育体系が充実・併存する社会。
- 学術的な教育体系と職業実践的な教育体系における学習が、同等に評価される社会。
- 希望やライフステージに応じて、両教育体系の学習の場を柔軟に活用しながら、職業生活や人生を重ねていくことができる生涯学習社会
- 多様な能力を有する人材が協働し活躍する、創造力と実践力の高い社会。

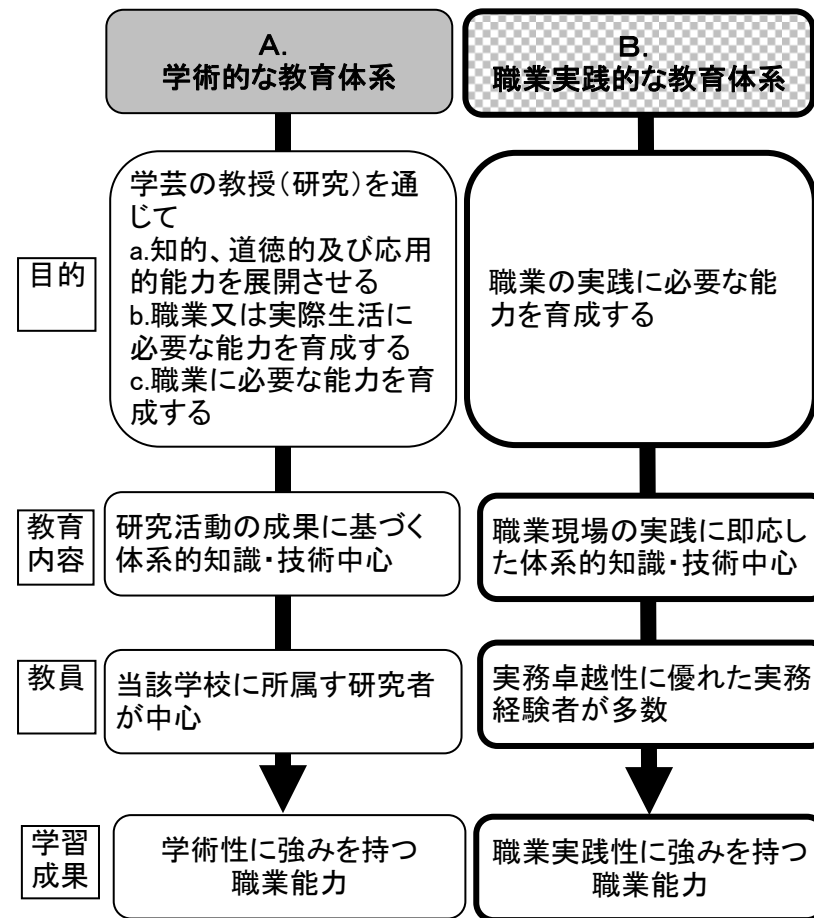
### (1) 後期中等教育後の教育への位置づけ

後期中等教育後の教育において、主として職業実践的な知識・技術の教授を行う「職業実践的な教育体系」を充実。



### (2) 両教育体系による職業教育の特徴

学術的な教育体系と、職業実践的な教育体系では、特に、教育内容と教員に特徴的な相違があり、結果として、習得する職業能力にも、各々の特徴を持った、異なる強みが現れることとなる。



### (3) 両教育体系を活用した職業生活・キャリア形成

後期中等教育後の教育における、学術的な教育体系と職業実践的な教育体系を充実することにより、両体系の学習を柔軟に活用した職業生活・キャリア形成が可能。多様な能力を有する人材が活躍することにより、創造力と実践力の高い社会へ。

(注) 台形は、個人の職業生活・キャリアをイメージ  
四角形は、後期中等教育後の教育における学習履歴をイメージ  
Aは、学術的な教育体系における学習履歴を示す  
Bは、職業実践的な教育体系における学習履歴を示す

